

国立大学法人和歌山大学危機管理委員会規程

制 定 平成19年 3月16日

法人和歌山大学規程 第 550号

最終改正 令和 5年 3月29日

(設置及び主旨)

第1条 国立大学法人和歌山大学危機管理規程第5条第2項の規定に基づき、国立大学法人和歌山大学（以下「本学」という。）に本学全体における危機管理の体制及び対策を総合的に審議及び実施するため、国立大学法人和歌山大学危機管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議及び実施する。

- (1) 危機管理体制及び対策のあり方に関すること
- (2) 危機管理に関する教育及び研修の立案及び実施に関すること
- (3) 発生した災害及び事故の情報収集、情報提供、原因分析、改善方法に関すること
- (4) その他危機管理に関すること

(組織)

第3条 委員会は、次の各号の委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 理事
- (3) 学部長
- (4) 学環長または学環長を代理する者
- (5) 事務局長
- (6) 委員長が必要と認めた者

2 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(開会)

第5条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、委員会を開くことができない。

(議決)

第6条 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(作業部会)

第8条 委員会は、必要に応じ作業部会を置くことができる。

(事務)

第9条 本規程に関する事務は、総務課が担当する。

附 則

この規程は、平成19年3月16日から施行する。

附 則（平成24年3月30日一部改正：法人和歌山大学規程第1254号）

この改正規程は、平成24年4月1日から施行する。

危機管理委員会規程

附 則（平成29年1月27日一部改正：法人和歌山大学規程第1881号）
この改正規程は、平成29年1月27日から施行する。

附 則（令和5年3月29日一部改正：法人和歌山大学規程第2529号）
この改正規程は、令和5年4月1日から施行する。